

公共職業安定所（ハローワーク）

●職業相談・職業紹介

公共職業安定所（ハローワーク）では、ひとり親家庭のお母さん（お父さん）ができるだけ早く仕事に就けるように、支援をしています（在職中の方も対象）。本人の経験や希望職種などに沿って、サポートをします。

（詳細は最寄りの公共職業安定所へお問い合わせください。）

●子育てしながら仕事を探されている方へ

ハローワーク高知2Fマザーズコーナーでは、育児と両立できる仕事探しのお手伝いをしています。お子様連れでも安心して相談ができる環境を整えていますので、お気軽にお越しください。

（詳細は最寄りの公共職業安定所へお問い合わせください。）

●職業訓練

資格・技能などを身につけて働きたい方のための制度です。

一定の要件を満たす方には訓練期間中に手当が支給される場合があります。

（詳細は最寄りの公共職業安定所へお問い合わせください。）

ひとり親家庭自立支援事業費補助金

●自立支援教育訓練給付金事業

児童扶養手当を受給しているか同程度の所得水準にある方を対象に、資格や技能を取得するため、認められた一定の講座等を受講される際、支払った受講料などの経費の一部を助成します。（受講料の60%相当額。上限は講座等の種類に応じて20万円又は160万円、1万2千円以下は対象外）雇用保険の教育訓練給付金の支給を受ける人も、上限の範囲内で費用の差額が支給されるようになりました。（差額が1万2千円以下の場合には支給されません。）

●高等職業訓練促進給付金事業

児童扶養手当を受給しているか同程度の所得水準にある方を対象に、定められた資格を取得するために1年以上（令和3年4月1日から令和6年3月31日までに修業を開始する場合には6月以上）のカリキュラムを受講される場合、受講期間中の生活費や入学費などの経費の一部を助成します。

対象資格（県内町村在住者の場合）

看護師（准看護師含む）、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、歯科衛生士、美容師、理容師、社会福祉士、製菓衛生師、調理師、栄養士、自動車整備士、臨床工学技士、シスコシステムズ認定資格、LPI認定資格

種類	支給期間・時期	支給額	
生活費の補助	修業する期間の全期間（上限4年、資格の種類により異なる）	市町村民税非課税世帯	月額 100,000円
		市町村民税課税世帯	月額 70,500円
		※修業期間の最後の12か月は4万円加算	
入学費の補助	修業施設卒業後	市町村民税非課税世帯	50,000円
		市町村民税課税世帯	25,000円

※対象資格はお住まいの市町村によって異なります。詳しくは各市役所（市在住の方）、県福祉保健所（町村在住の方）にお問い合わせください。

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業

高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対して次の職業訓練資金の貸付を行う制度です。また、貸付を受けた方が、養成機関卒業から1年以内に取得した資格を活かして就職し、5年間その職に従事したときは、貸付金の返還が免除されます。なお、利子は無利子ですが、連帯保証人がいない場合は、返還債務の履行猶予期間は無利子とし、履行猶予期間経過後は年1.0%となります。

①入学準備金 500,000円以内（養成機関への入学時）

②就職準備金 200,000円以内（養成機関を卒業し、かつ、取得した資格を活かして就職したとき）

（詳細は高知県社会福祉協議会福祉資金課（088（844）4600）へお問い合わせください。）

ひとり親家庭住宅支援資金貸付事業

就労を通じた自立に向けて意欲的に取り組んでいるひとり親家庭の親に対し、住居の借り上げに必要な資金について、償還免除付の無利子貸付を実施します。

対象者	次のいずれにも該当するひとり親家庭の親 ①原則、児童扶養手当の支給を受けている方 ②母子・父子自立支援プログラム [※] の策定を受け、自立に向け意欲的に取り組む方
貸付額	家賃実費（月額上限40,000円）
貸付期間	12か月まで
利息	無利子
償還免除	本人の取組みの結果、1年以内に安定的な就労につながった場合は、1年間の就労継続後に、償還を一括して免除

※「母子・父子自立支援プログラム」とは

原則、児童扶養手当受給者に対し、個別に面接を実施し、本人の生活状況、就業への意欲、資格取得への取組等について状況把握を行い、個々のケースに応じた支援メニューを組み合わせて策定するプログラムです。

（詳細は、貸付申請については、高知県社会福祉協議会福祉資金課（088（844）4600）に、自立支援プログラムについては、ひとり親家庭支援センター（088（875）2500）にお問い合わせください。）